

## 亀山市告示第128号

亀山市石水溪の自然環境の保全に関する要綱を次のように定める。

令和3年6月2日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市石水溪の自然環境の保全に関する要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例（平成31年亀山市条例第2号。次条において「条例」という。）の理念に基づき、本市の景勝地である石水溪の自然環境を保全することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この告示において「石水溪」とは、条例第2条第1号に規定する鈴鹿川等源流域に位置する安楽川上流の溪谷をいう。

#### (行為の抑止)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、亀山市林道安楽越線及び亀山市林道船石線の道路並びに各林道沿いの安楽川上流の河原及び水路における次に掲げる行為の抑止に努めるものとする。

- (1) 道路上に車両駐車を行うこと。
- (2) 河原及び水路においてキャンプ、たき火及びバーベキューを行うこと。
- (3) 道路から河原及び水路への車両乗り入れを行うこと。
- (4) ごみその他の汚物を、道路、河原及び水路に放棄し、又は放置すること。
- (5) 人声、音楽、花火等により大きな音を出すこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、抑止の必要があると市長が認めた行為

#### (周知啓発)

第4条 市長は、前条各号に掲げる行為を行わないよう石水溪の訪問者への周知啓発を図るため、掲示板等を作成し、分かりやすい場所に設置するよう努めなければならない。

2 前項の周知啓発を図る期間は、毎年度5月から9月までとする。

#### (関係機関への協力要請)

第5条 市長は、石水溪の自然環境を保全するため必要があるときは、警察署その他の関係機関に対して協力を要請するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度における周知啓発を図る期間については、第4条第2項の規定にかかわらず、令和3年7月から9月までとする。